

オフセット・クレジット（J-VER）制度
方法論策定ガイドライン

（Ver.3.1）

2012.10.26

環境省

目次

1. はじめに.....	1
1.1.本ガイドライン策定の目的.....	1
1.2.オフセット・クレジット(J-VER)制度における方法論策定の基本的な考え方.....	1
2. 方法論の対象となる排出削減・吸収活動について.....	3
2.1 対象プロジェクトの実施場所.....	3
2.2 対象プロジェクトのバウンダリ.....	3
2.3 対象プロジェクトの排出削減方法.....	4
2.4 対象プロジェクトのベースラインシナリオ.....	4
3. 適格性基準の共通事項.....	5
3.1J-VER 制度で対象となる温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトの基準の考え方.....	5
3.1.1 経済的障壁.....	5
3.1.2 経済的障壁以外の条件.....	9
3.1.3 他の政策との整合性の確保.....	9
3.1.4 早期の取組 (Early Actions).....	9
3.2 プロジェクトタイプごとの事業実施に関する条件.....	10
3.2.1 バイオマスエネルギーによる化石燃料代替プロジェクト.....	10
3.2.2 省エネルギープロジェクト.....	11
3.2.3 再生可能エネルギーによる系統電力代替プロジェクト.....	11
3.2.4 廃棄物関連プロジェクト.....	12
3.2.5 森林による吸収量の増大プロジェクトの留意点.....	13
3.3 リスク.....	14
4. 方法論の共通事項.....	14
4.1 排出削減量の算定で考慮すべき温室効果ガス排出活動.....	14
4.1.1 輸送排出など微小排出源の取り扱い.....	14
4.1.2 排出・吸収量算定範囲.....	15
4.1.3 リークエージ.....	15
4.1.4 不確かさへの考慮 (削減プロジェクトの場合).....	15
4.1.5 余剰生成熟等に対する J-VER 発行の回避.....	16
4.1.6 設備容量増加についての考え方.....	17
4.1.7 付帯設備についての考え方.....	19
4.2 系統電力にかかわる排出係数.....	19
4.2.1 排出係数の算定について.....	19
4.2.2 排出係数の計測点について.....	20

4.3 単位発熱量の表記方法.....	21
4.4 モニタリング方法の簡素化が可能な項目および条件について	22
4.4.1 ボイラー等設備の効率性	22
5. 市民参加型プロジェクトの登録後の活動追加許容.....	23
5.1 「市民参加型プロジェクトの登録後の活動追加許容」の要件について.....	24
5.2 制度上での位置づけ方について.....	25
5.2.1 「適格性基準」への位置づけ	25
5.2.2 「方法論」への位置づけ.....	26

1. はじめに

1.1.本ガイドライン策定の目的

環境省が実施するオフセット・クレジット（J-VER）制度（以下「本制度」という。）における適格性基準、方法論(排出削減・吸収量のモニタリング・算定方法)については、オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則（以下「実施規則」という。）2.2 プロジェクトの申請・認証・発行プロセス及びルール①(12～13頁)において規定されているが、設計にあたっての以下の具体的な共通事項が明示されていない。

【策定にあたっての具体的な共通事項】

- ①どのような対策・技術が対象となるか
- ②どのような考え方にに基づき適格性基準を策定するか
- ③方法論策定にあたってどのような排出源を対象にどのようにモニタリングすべきか

そこで、本制度管理者や本制度を利用する者が適格性基準及び方法論を策定・提案しようとする際に、効率的、公平かつ的確な策定の一助となるよう、本ガイドラインを定めるものである。

1.2.オフセット・クレジット(J-VER)制度における方法論策定の基本的な考え方

本制度における方法論策定に際しては、以下の二点を基本的な考え方としている。

(1)京都議定書の目標達成に対する貢献

本制度では、京都議定書の目標達成に貢献できる取組や、京都議定書目標達成計画に示されているが実施にあたっての支援措置や規制的措置が不十分な取組で、本制度によって政策的に支援すべき取組が方法論策定の対象となる。

なお、京都議定書では複数年の排出量の総計で目標達成したかどうかを判断するため、本制度で支援した排出削減・吸収に係る取組の排出削減量の絶対値だけではなく、本制度で支援することによって、その取組の実施時期が早まることも温暖化対策上は評価できる。

(2)市場流通型のオフセット・クレジットとしての品質確保と簡素化の考え方

ISOに準拠した制度とすることでクレジットの品質を確保し、対外的な信用力を高めるためには、正確性の高いモニタリング及び排出量算定の方法の採用を選択する必要がある。ただし、正確性を追求するあまり、多大な労力・費用がかかりすぎると、オフセット・クレジット（J-VER）（以下「J-VER」という。）の売却益で当該プロジェクトを推進することが困難になってしまう。

そこで、プロジェクト実施者の事務作業及び費用を可能な限り低減することを目的とし、

小規模排出源のモニタリング及びその排出量の算定を省略するなど、クレジットの品質に影響のない範囲で簡素化を図る。

なお、具体的な方法論の策定にあたっては、国際的な簡素化の考え方との整合性を図るため、国連の小規模 CDM や海外 VER 等の方法論を参考にすることとする。

2. 方法論の対象となる排出削減・吸収活動について

2.1 対象プロジェクトの実施場所

方法論策定の対象とする排出削減・吸収活動(以下「プロジェクト」という。)は、本プロジェクトが国内における排出削減・吸収に貢献し、京都議定書の目標達成に寄与することを確保する観点から、日本国温室効果ガス排出量インベントリにおいて直接・間接的に排出削減効果が得られる排出源又は京都議定書第3条3又は4における吸収量計上対象となっている吸収源対策とする。

従って、海外におけるプロジェクトは方法論策定の対象外とする。

表 気候変動枠組条約で報告が要請されている排出源・吸収源分野一覧

排出源の分野	各分野に含まれる活動
1. エネルギー	固定発生源および移動発生源からのすべての温室効果ガスの全排出量が対象となる。また、燃料の燃焼と同様に燃料の漏出による排出も含まれる。
2. 工業プロセス	副生成物または工業プロセスからの温室効果ガスの漏出を含む。工業における燃料の燃焼による排出はエネルギー分野で計上する。排出量は可能な限り、国際標準産業分類もしくはガスが発生した場所の分類に従って報告する。
3. 有機溶剤および他の製品の使用	有機溶剤および他の製品の使用分野では、揮発性化合物を含む有機溶剤および他の製品の使用によって排出される非メタン炭化水素を主に対象としている。
4. 農業	農業分野からのすべての人為的な排出を対象とする。ただし、燃料の燃焼および污水からの排出（それぞれエネルギー分野と廃棄物分野とが対象となる）は除く。
5. 土地利用、土地利用変化及び林業（注）	森林および農地等の土地利用や土地転用に伴う排出・吸収の合計を計上する。
6. 廃棄物	廃棄物処理からのすべての排出を対象としている。
7. その他	以上で言及されなかったすべての人為的な排出・吸収源を対象としている。

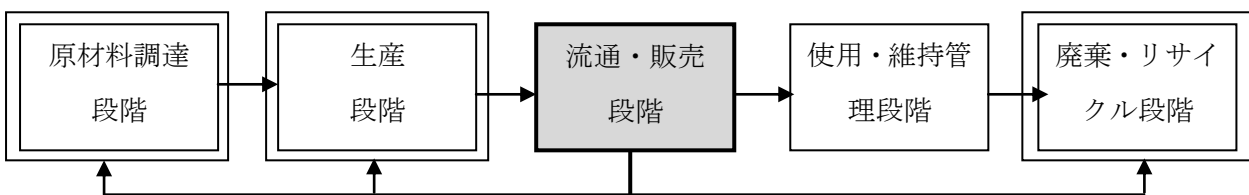
（注）我が国の総排出量を算定する場合には、カテゴリ5を除いて算定する。

2.2 対象プロジェクトのバウンダリ

商品又はサービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルを考慮した場合、例えば「流通・販売段階」における活動が、上流の生産段階や下流の廃棄・リサイクル段階における GHG 排出削減/増加につながるケースが考えられる。

このような場合、本制度では、GHG 排出量が実際に削減される上流（原材料調達、生産）や下流（廃棄・リサイクル）の事業者がプロジェクト参加者に含まれ、削減効果がモニタリングによって把握可能な場合にのみ、対象プロジェクトとして認めるものとする。

従って、例えば上記のようなライフサイクルプロセスを有する商品・サービスにおいて、廃棄段階でのリサイクルを推進することによる、原材料調達段階での GHG 削減効果を計算により求めるのみで、実際に原材料調達段階の排出削減効果がモニタリングできない場合は、対象プロジェクトとしては認められない。



2.3 対象プロジェクトの排出削減方法

排出量の算定は、一般的には以下の計算式により計算されるため、対象となるプロジェクトは、排出削減の場合、原則同等のサービスレベルを提供するための活動量を少なくする、または排出係数を小さくする対策・技術でなければならない（吸収源対策はその逆）。

<p>(各温室効果ガス排出量) = Σ [(活動量) × (排出係数)] <small>(活動の種類について和をとる)</small></p> <p>(注) 活動量 : 各種燃料の使用量、自動車の走行距離 など 排出係数 : 活動量当たりの排出量</p> <p>(温室効果ガス総排出量) = Σ [(各温室効果ガス排出量) × (地球温暖化係数)] <small>(温室効果ガスの種類について和をとる)</small></p>
--

2.4 対象プロジェクトのベースラインシナリオ

高効率家電機器の効率性など、クレジット期間の中でベースラインが変化しうる可能性があるプロジェクトタイプが考えられる。平成 22 年 10 月現在（方法論 E019 までの策定時点）では、2012 年度末までと定められるクレジット期間内において、ベースラインが変化しないと想定できるプロジェクトのみを対象としているため、方法論上でベースライン変更について明示していない。しかしながら、今後方法論の拡充にあたって、ベースラインシナリオの変動を織り込むべきプロジェクト(技術開発サイクルがクレジ

ット期間を考慮しても十分に短い電気製品等)が現れた場合には、適宜ベースラインシナリオについて調査し、方法論への反映の要否ならびにその方法を検討するものとする。

3. 適格性基準の共通事項

プロジェクト種類ごとの不公平が発生しないように、下記に示されるような共通事項に則った適格性基準の策定が求められる。

3.1J-VER 制度で対象となる温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトの基準の考え方

本制度で対象となる温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトは、オフセット・クレジット (J-VER) 制度運営委員会が示す「ポジティブリスト」に掲載されるプロジェクト種類に合致しその適格性基準を満たすものとする。(実施規則 2.2①) とされている。

プロジェクト代表事業者等は、各プロジェクト種類で要求された「適格性基準」を満たしていることさえ証明すれば、プロジェクトの追加性を立証したとみなされる。したがって、方法論策定者は、下記に示される考え方にに基づき、あらかじめプロジェクト種類ごとに適格性基準を設定することが求められる。

3.1.1 経済的障壁

プロジェクト実施者が適格性基準への適合を立証することを容易にするため、適格性基準に記述する経済的障壁については、次のように類型化する。

なお、制度側で事例研究を行った結果として、ほとんどの事例において下記項目に該当することが判明した場合には、適格性基準には経済性評価を不要とする。

また、経済的障壁を採用する場合、プロジェクトシナリオによる収益やベースラインシナリオのコストは、バイオマス燃料や化石燃料の市場価格によって大きく左右されることがある。適格性基準において、このような場合は基準が見直される可能性があることを記述すべきである。

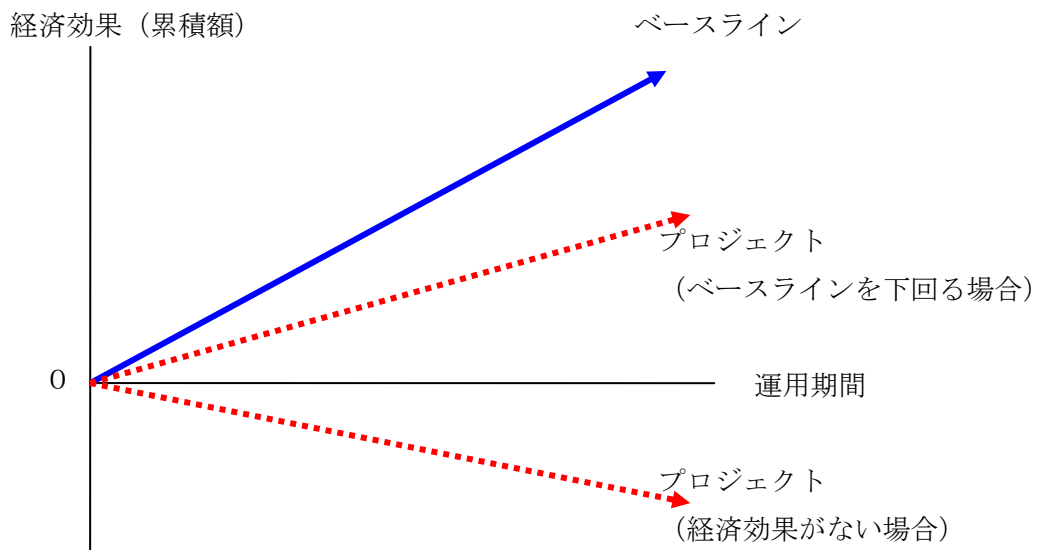
① ランニングにおけるプロジェクトシナリオの経済効果がベースラインシナリオの経済効果を下回る

ベースラインシナリオ (BL) とプロジェクトシナリオ (PJ) のランニングにおける収益並びに運用コスト比較において、下記のように PJ の経済効果が BL の経済効果を下回る場合には、経済的障壁があるとみなすことができる。

$\begin{aligned} PJ \text{ 経済効果 (円/年)} &< BL \text{ 経済効果 (円/年)} \text{ あるいは} \\ PJ \text{ 経済効果 (円/年)} &< 0 \\ PJ \text{ 経済効果} &= PJ \text{ 収益} - PJ \text{ 運用コスト} \\ BL \text{ 経済効果} &= BL \text{ 収益} - BL \text{ 運用コスト} \end{aligned}$

(例)

- クレジット以外の収益を生まない
- 代替燃料の原価または販売価格が、ベースラインの化石燃料価格を上回る
- 設備運用コストが、ベースラインの運用コストを上回る



② 初期投資の回収年数が3年を超える

プロジェクトの初期投資が、ランニングコストを差し引いた収益（プロジェクトの経済的メリット）によって埋め合わせされるまでにかかる期間（投資回収年）を指標とし、投資回収年が3年を超える場合には、経済的障壁があるとみなすことができる。

$$\frac{\text{投資 (円)}}{\text{収益 (円/年) - コスト (円/年)}} \geq 3 \text{ (年)}$$

(例)

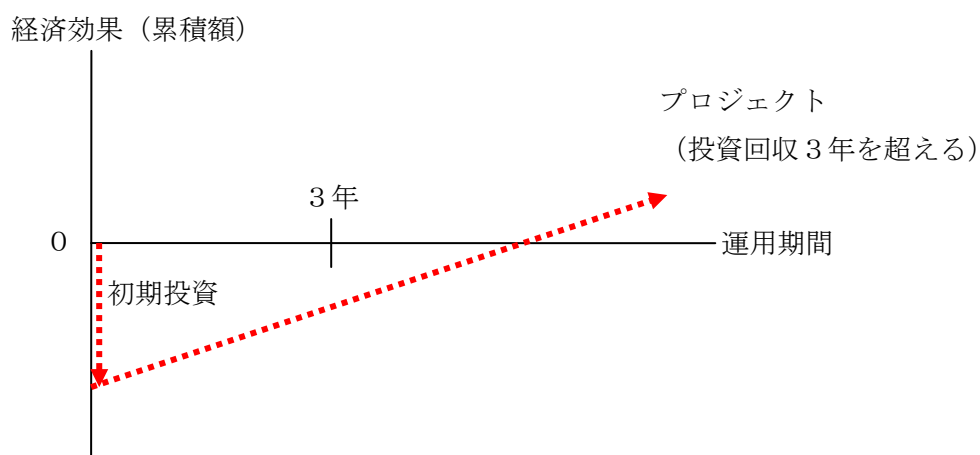
- エネルギー費用が削減するが、3年間の累積削減金額より設備投資額が大きい
- 利益を生む販売物があるが、3年間の累積販売利益額より設備投資額が大きい

ただし、業界企業・団体や専門家へのヒアリング等により、適正と判断できる

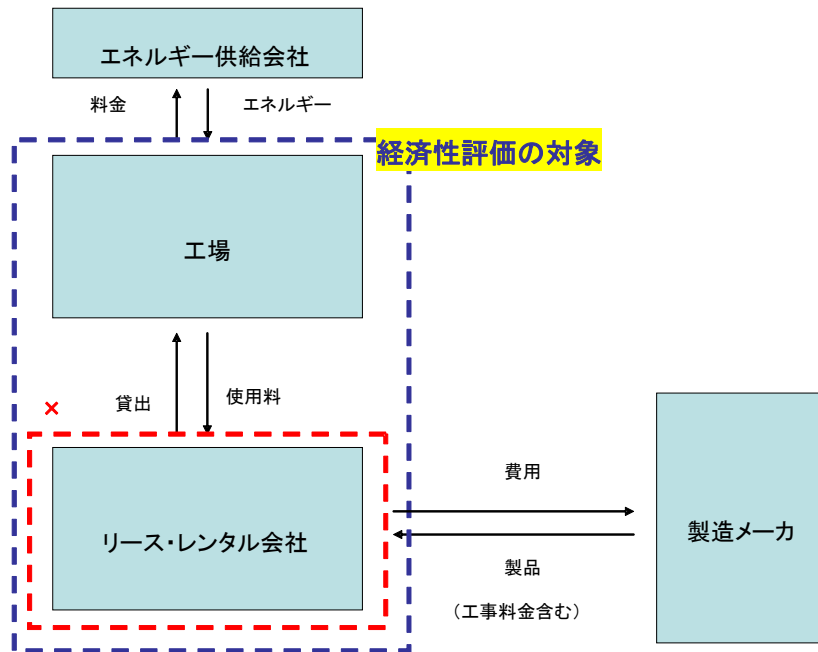
投資回収の閾値を設定できる場合には、適格性基準の一項目として設定することは可能である。

なお、設備投資額については、設備新設プロジェクトと既設設備の更新プロジェクトとの場合では算定方法は異なる。新設の場合はプロジェクトで導入される設備の投資額と、ベースラインで導入されていたであろう設備の投資額との差額を、回収年数計算に用いる設備投資額としてとらえる必要がある。

これに対して既設更新の場合は、プロジェクトで導入される設備の投資額そのものが、回収年数計算に用いる設備投資額となる。



(注：リース事業における経済性評価について)



リース事業においては、リース部分のみの投資回収年数ではなく、通常のプロジェク
トと同様、工場等を含めて投資回収年数を計算する。

$$\text{投資回収年数} = (\text{初期投資 (工事費含む)}) \div (\text{事業者の月々の省エネ金額})$$

なお、リース会社が設備所有者となるため、プロジェクト参加者として明記する必要
がある。

③ ほかに収益面で魅力的な事業がある

プロジェクトとして対象となった事業のほかに、同じ経営資源を用いて行いうる
より魅力的な事業（ベンチマーク事業、BL 事業）があるとき、ベンチマーク事業
との比較において事業収支が低い場合には、経済的障壁があるとみなすことができ
る。

$$\frac{\text{P J 事業初期投資 (円)}}{\text{P J 事業収益 (円/年) \times 事業期間}} < \frac{\text{B L 事業初期投資 (円)}}{\text{B L 事業収益 (円/年) \times 事業期間}}$$

ただし、ベンチマーク事業が「今行われていない新事業」である場合には、立
証・審査が難しい場合が想定される。「既存事業からの切り替え」（例えば、マテ
リアル利用からエネルギー利用への転用等）である場合には、比較的立証・審査
が容易と考えられる。

なお、この場合も PJ 事業初期投資を構成するであろう設備投資額については、設備新設プロジェクトと既設設備の更新プロジェクトとの場合では算定方法は異なる。新設の場合はプロジェクトで導入される設備の投資額と、ベースラインで導入されていたであろう設備の投資額との差額を、回収年数計算に用いる設備投資額としてとらえる必要がある。

これに対して既設更新の場合は、プロジェクトで導入される設備の投資額そのものが、回収年数計算に用いる設備投資額となる。

3.1.2 経済的障壁以外の条件

経済的障壁以外の条件としては、プロジェクトタイプ、ベンチマーク、機器や対策の普及率等が挙げられる。プロジェクトタイプ毎に、政策的重要性等を鑑みた上で、プロジェクトタイプによって経済的障壁以外の条件が想定される場合には、必ずしも経済的障壁を適格性条件とする必要はない。なお、他の適格性基準と同様、経済的障壁以外の条件に関しても、その立証方法について各方法論策定時に検討を行うこととする。以下に、経済的障壁以外の適格性の例を示す。

(例)

—先進的な技術であり、本制度がなければ知名度や普及率が高まることはなかったプロジェクトタイプであった

3.1.3 他の政策との整合性の確保

本制度で特定の温室効果ガス排出削減・吸収に係る取組を推進することで、他の政策で推進すべき対策の優先順位が変わることが想定される場合等がある場合は、他の政策との整合性を確保するために必要な措置を適格性基準に追加することとする。

例えば、特定の廃棄物の燃料代替プロジェクトを推進することで3Rの優先順位が変わってしまうケース等が想定される。

3.1.4 早期の取組 (Early Actions)

2008年4月以前に開始されたプロジェクトについて、原則として個々の案件ごとにプロジェクトの継続が困難であることを証明する必要があるが、ランニングにおけるプロジェクトシナリオの経済効果が、ベースラインシナリオの経済効果を下回る(3.1.1①)ことが一般的であると認められる場合には、個々の案件ごとの確認を不要とし、「早期の取組 (Early Actions)」とすることが可能である。

3.2 プロジェクトタイプごとの事業実施に関する条件

本制度では、制度構築の目的が「現状以上に温室効果ガス削減を促進すること」であるため、他の温室効果ガス排出削減・吸収クレジット、規制等に基づいて実施する削減取組は対象としてない。(実施規則 1.2)

また、法令に抵触する恐れのある削減取組、他の政策（例えば循環型社会形成）に逆行する恐れがある削減取組に対しては、制限を設ける必要がある。

上記の観点から、特定のプロジェクトタイプごとに、下記に示される条件への適合を、適格性基準として明確にすることが求められる。

3.2.1 バイオマスエネルギーによる化石燃料代替プロジェクト

プロジェクト実施前からすでにエネルギー利用されているバイオマスは、これらを燃料化するエネルギー代替プロジェクトが実施されても追加的な排出削減につながらないため、本制度における排出削減プロジェクトの対象外とする。

プロジェクト実施前からすでにマテリアル利用、食料・飼料などエネルギー以外の用途で利用されているバイオマスについては、プロジェクト実施による追加的な排出削減につながる場合は、本制度における排出削減プロジェクトの対象とする。

ただし、プロジェクトの実施により下記のような不都合が発生する場合には、対象外とする。

- － 3Rの原則など関連政策に逆行するおそれがある
- － 他の形態でのエネルギー利用がなされている
- － 他用途原料の代替原料利用により、温室効果ガスが増大するおそれがある
- － 他用途原料が逼迫する可能性があり、当該業種を圧迫する可能性がある

他方、下記のような事情がある場合には、他用途からエネルギー利用への転換を含めてもよい。

- － 他用途がリサイクル推進など、政策誘導されたものであり、採算性が悪い
※性状等の理由により、優先度の高い他用途(食品リサイクル法における飼料化等)への利用が困難である場合も含む。
- － 他用途への利用からエネルギー利用への転換が政策と合致する
- － 他用途原料の賦存量が非常に大きく、用途間の原料争奪になりえない

なお、「未利用」であることの確認は、現地調査における事業者へのヒアリングや、バイオマス原料の提供事業者との間で契約の締結や証明書等によって行う。加えて、他用途の利用状況を前年度と比較し、減少していないことを確認するなど、他用途からの明

らかな付け替えが疑われる場合には、事後的に確認することも想定される。

また、たとえ未利用の原料であったとしても、例えば食品リサイクル法における飼料化など、より政策的優先順位の高い用途への利用可能性が想定される場合には、適宜関係法令との整合性の確保を行うこととする。(例：バイオガスの原材料となる食品事業者から発生する廃棄物など)

3.2.2 省エネルギープロジェクト

省エネルギーによる温室効果ガス排出量の削減取組は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネルギー法)」によっても政策的に推進されている。本制度では、省エネルギー法との関連について、次のように整理する。

- 1) 省エネルギー法(及び関連文書)における「エネルギー消費原単位の年平均1%以上低減」は、「工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」(工場・事業場判断基準)(平成18年経済産業省告示第65号)の「II エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置」(目標部分)で記述されているため、努力義務であると整理し、**J-VER**の対象プロジェクトとしてもよい。
- 2) 省エネルギー法(及び関連文書)における、「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準」の「I エネルギーの使用の合理化の基準」(判断基準部分)の中で、別表が準備され数値基準が示されている項目(下記)がある。
下記事項に該当する場合プロジェクトは、基準を満たすために行われる当然の取組として整理し、**J-VER**の対象プロジェクトとはしない。

「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準」の「I エネルギーの使用の合理化の基準」に関する別表

別表第1(A) 基準空気比

- (1) ボイラーに関する基準空気比
- (2) 工業炉に関する基準空気比

別表第2(A) 基準廃ガス温度及び基準廃熱回収率

- (1) ボイラーに関する基準廃ガス温度
- (2) 工業炉に関する基準廃熱回収率

別表第3(A) 基準炉壁外面温度

別表第4 力率を向上すべき設備

3.2.3 再生可能エネルギーによる系統電力代替プロジェクト

① 環境価値等の重複認証の回避

再生可能エネルギーによる電力を、電気事業者の系統に送電する場合には、他制度にて認証された環境に関わる付加価値との重複（ダブルカウント）が発生する可能性がある。例えば、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法）、グリーン電力証書、東京都温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度における再エネクレジット、日本卸電力取引所（JEPX）におけるグリーン電力等がこれに該当する。したがって、系統電力代替プロジェクトでは、それぞれ以下のような方法によって、環境に関わる付加価値の重複認証を回避することが求められる。

<RPS法における新エネルギー等電気相当量>

RPS法義務対象者に電気価値が販売されている場合、検証時に、1) 契約上電気価値以外の価値が発電事業者に帰属する、かつ、2) 「新エネルギー等電気相当量の減量又は増量届出書」の写しによって、RPS法において環境に関わる付加価値として使用されていない、ということが確認できる排出削減量のみを対象とする。

<グリーン電力証書>

グリーン電力証書との重複の排除については、申請時に他制度への申請がない旨を確認する。

<その他の環境負荷価値>

1) 当該電気価値の購入者、および2) 当該電気価値に付帯する、環境に関わる付加価値の帰属先の2点が確認可能な文書を提出する。

② 再生可能エネルギーの全量買取制度

現在、再生可能エネルギーの全量買取制度の検討が進められている。再生可能エネルギーによって系統電力を代替するプロジェクトは、全量買取制度の内容によっては、適格性基準ならびに方法論が大きく影響を受ける可能性がある。したがって、これらの作成にあたっては当面「今後再生可能エネルギーの全量買取制度等に関する議論の進展によっては、本適格性基準・方法論の内容、ならびに本プロジェクトの継続についても再度検討される可能性がある。」との旨、適格性基準に明記し、利用者に周知を図ることが求められる。

3.2.4 廃棄物関連プロジェクト

① 方法論策定の基本方針

廃棄物を燃料化する、もしくは廃棄物焼却時の熱回収を実施することにより、化石燃料の使用を削減するプロジェクトの実施が考えられる。その場合には、原則的に当面は以下の基準を踏まえた上で、更にプロジェクトタイプ毎の個別状況を勘案しつつ、適格性基準ならびに算定方法、モニタリング項目を検討する。なお、廃棄物由来のバイオマス燃料に関する方法論策定については、3.2.1も合わせて参照すること。

- －日本国内で発生した廃棄物であること。
- －容器包装リサイクル法など、各種リサイクル関連法制度に照らして、政策的矛盾がないような原材料であること。
- －従来から使用していたエネルギー(化石燃料により生成されたエネルギーや系統電力等)を代替すること。
- －廃棄物の処理及び清掃に関する法律や、その他の関係法令を遵守すること。

②他の環境にかかわる付加価値との重複認証の回避

特に再生可能エネルギーによる系統電力代替に関する方法論等と同様に、取引されるオフセット・クレジット（J-VER）に相当する電力量が、他の制度（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法：RPS 法や、グリーンエネルギー認証制度など）における環境に関わる付加価値と重複する場合には、これを控除すること。

③既存廃棄物処理施設における低効率なエネルギー利用のベースラインでの取り扱い

一般廃棄物、産業廃棄物ともに、原則として既存の焼却施設においてエネルギー利用されていなかった廃棄物を対象とする。しかしながら、バイオガス利用に関する方法論などのように、一般家庭から発生する廃棄物や産業廃棄物等を原料として使用する場合には、既存のゴミ焼却設備における熱回収よりも、より効率良くエネルギーが取り出せる可能性が高いプロジェクト種類については、一部エネルギー利用されていたものでも、燃料(例：バイオガス)の原料として含める可能性がある。

ただしこの場合、本制度への取組の結果として減少する既存焼却設備での熱利用を、プロジェクト排出として計上する必要がある。具体的なデフォルト値や算定方法等は、個別方法論において設定することとする。

3.2.5 森林による吸収量の増大プロジェクトの留意点

森林による吸収量増大を図るプロジェクトは、我が国の排出インベントリにおいてカウントされる森林吸収源を増加させるプロジェクトに限定する。

(参考)

我が国としては、議定書第 3 条 4 に規定する追加的人為活動として、森林経営 (Forest Management) と植生回復 (Revegetation) を選択しており、その活動の定義は下記のとおりである。

[森林経営活動]

- －育成林では、1990 年以降に間伐などの森林施業が行われていて、適切な状態となっている森林
- －天然生林では、保安林などの法令等に基づいて保護・保全されている森林

[植生回復活動]

- －1990 年以降に行った、開発地における公園緑地や公共緑地、及び行政が担保可能な民有緑地を新規に整備する活動

3.3 リスク

原則として、JIS Q 14064-2 及び JIS Q 14064-3 に準拠した制度とするために (実施規則 1.3)、プロジェクトのリスクをコントロールする必要がある。

「プロジェクトの GHG 排出量削減又は吸収量増大に大きな影響を与えかねないリスク」がある場合には、そのリスクを方法論策定者側にて想定し、適格性基準にそのリスクへの対応方法を準備することを条件として加える。

このようなリスクとしては、エネルギー消費設備の故障によるエネルギー効率の悪化、森林火災による森林資源の減少等があげられる。

なお、事業リスク、設備停止リスク等、固有のプロジェクトタイプによらない一般的な事項、GHG 排出量の増減 (=過大な/過小なクレジット発行) につながらないリスクについては考慮する必要はない。

4. 方法論の共通事項

方法論においては、プロジェクト種類ごとでの不公平が発生しないように、下記に示されるような共通事項に則った策定が求められる。

4.1 排出削減量の算定で考慮すべき温室効果ガス排出活動

ベースラインシナリオ及びプロジェクトシナリオのそれぞれにおいて、GHG 排出源を網羅しなければならないが、その際には、下記の点に留意することが求められる。

4.1.1 輸送排出など微小排出源の取り扱い

プロジェクトによっては、ベースラインシナリオでは存在しなかった輸送がプロジェクトで新たに発生するケース、ベースラインシナリオ、プロジェクトシナリオともに存

在するが輸送地や頻度等が異なるケース、など様々なパターンが考えられる。

したがってプロジェクトの内容によってケースバイケースではあるが、原則として、ベースラインにおける輸送に伴う排出量は保守性の観点から算定対象としない。また、プロジェクトにおける輸送に伴う排出量については、排出削減量に占める割合が十分に小さい（排出削減量の1%未満あるいはプロジェクト排出量が10t未満）場合、またはベースラインとプロジェクトの輸送に伴うエネルギー消費量がほとんど同じであるとみなされる場合にのみ、算定対象から除くことができるとする。

ここでの輸送には、例えば以下のようなものが含まれる。

ーバイオマス燃料の原材料の産地から製造場所への輸送による燃料消費

ーバイオマス燃料の製造場所から消費場所への輸送による燃料消費

輸送のほか、例えばプロジェクトのために使用する情報通信設備の端末による電力消費など、輸送以外でも微少排出源として考えることができるものについては個別方法論毎に判断し、その旨方法論上に明記することとする。

なお、バイオマス燃料の製造に使用される化石燃料の輸送については、プロジェクトがなかった場合でも他用途への輸送が同様に発生していたと仮定されるため、プロジェクト排出量の算定対象に含める必要はない。また、代替された化石燃料のベースラインでの輸送（採掘を含む）については、プロジェクトによって輸送経路・頻度が大きく減少されるとは考えられず、またその減少幅を正確に算定することが困難であることから、保守性の観点も踏まえ、算定対象外とする。

4.1.2 排出・吸収量算定範囲

プロジェクトでバイオマスボイラーを導入する際のボイラー製造にかかる GHG 排出量、高効率照明を導入するプロジェクトにおける照明製造にかかる GHG 排出量、既存ボイラーの改修/更新工事や新設ボイラーの導入に伴う CO₂ 排出量等については、排出削減量の計算を簡素化するために算定対象として考慮する必要はない。

4.1.3 リークエージ

プロジェクトを実施することで想定されるバウンダリ外での排出増減（リークエージ）について、方法論を策定する過程で検討し、記載することが求められる。

4.1.4 不確かさへの考慮（削減プロジェクトの場合）

プロジェクトの不確かさについては、プロジェクトタイプ固有の不確かさ（計量器の技術的限界、発熱量・排出係数のばらつき等）と、事業者の誤り等に起因する不確かさがある。

プロジェクトタイプ固有の不確かさは、方法論を策定する過程において制度側で検討

し、制度として許容可能なレベルの不確かさを（±何%以内に収まるか／または保守的に作用するか）を制度側にて判断した上で、当該不確かさについては事業者・審査機関の評価は不要とする。

一方、事業者の誤り等に起因する不確かさ（①計量器・方法の誤差、②可能性のある誤り、③未修正の誤り等）については、事業者・審査機関の評価対象とする。

方法論の策定過程で考慮すべき不確かさは、下記の通り。

- 計量器の許容誤差
- デフォルト値のばらつき
- 原単位利用の場合のばらつき

4.1.5 余剰生成熱等に対する J-VER 発行の回避

排出削減プロジェクトの場合、J-VER の発行根拠は GHG の排出削減にある。よって、たとえ再生可能エネルギー利用や、より効率化されたエネルギー供給設備によって生成されたものであったとしても、供給される熱量が需要される熱量よりも多い場合には、需要されない熱について J-VER を発行することはできない。

例えば製材工場等において発生する端材を工場内のボイラーで燃やして熱源とし、材の乾燥工程で使用するプロジェクト等において、当該事業所での端材の発生量が、乾燥用の熱を賄うのに必要な量より多い場合で、かつ乾燥工程で使うか使わないかは問わず、発生した端材は全てボイラーで燃やし、余剰熱は捨てている様なケースでは、J-VER の過大発行のリスクを伴う。具体的には、かかる状況下で、モニタリング対象を生成された熱量（“バイオマスの投入量×単位発熱量×排出係数”による算定値や、ボイラー生成熱量の直接計測値など）として、ベースライン排出量を推定すると、J-VER が過大に発行されうる。

対応の必要性が想定される場合には、以下の対応案、もしくはその他の合理的または保守的な対応策によって、J-VER の過大発行を防止する。各方法論において具体的にどの案を採用するかについては、策定時に検討し、個別技術への適合性や他方法論との整合性を鑑みた上で、対応方針について方法論中に記載すること。

No.	対応案	長所	短所
1	需要側の消費熱量をモニタリング	最も正確である	事業者によっては計測機器設置の費用の負担が大きい
2	過去実績から熱需要を推計 例：	比較的正確であり、かつ1よりも負担が小さい	あくまで推定であり、正確性及び保守性の判断が難しい

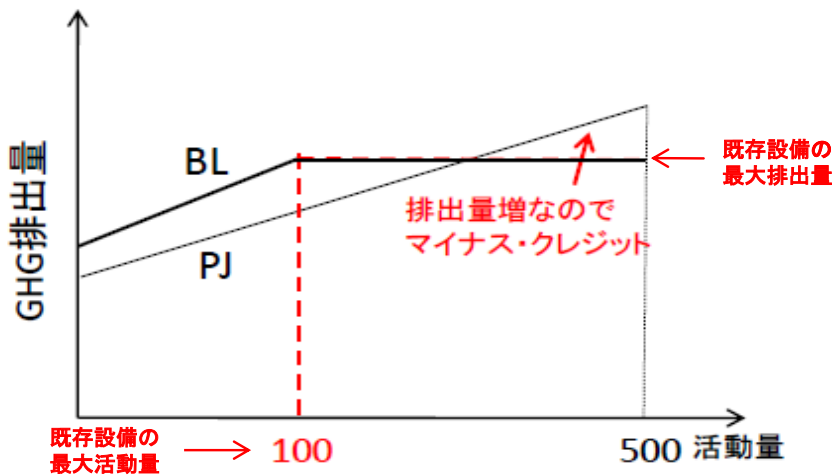
	過去1年の総熱利用量 ÷ 同期間の生産量 × プロジェクト実施後の 生産量		
3	設備仕様から、熱需要 量を推定 例： 設備容量のカタログ値 × 稼働時間	最も簡易な方法である	保守的でない

4.1.6 設備容量増加についての考え方

主に省エネルギー設備(ボイラー装置の更新や、コージェネレーション設備の導入、ヒートポンプの導入など)に際して、新たに導入する設備の容量が、既存設備の容量を超える場合には、CO2 排出総量が増加する可能性がある。

したがって、過大な J-VER 発行を防止するため、ベースライン排出量は既存設備を最大限に利用した場合の CO2 排出量を上限とする。また、プロジェクト排出量の算定においては、プロジェクトの実施にともない、その排出活動に影響を受ける CO2 排出源は、すべてプロジェクト排出量の算定に含めなければならない。

プロジェクト排出量がベースライン排出量を上回った分は、その差を排出削減量から差し引く必要がある。なお、クレジット期間中のプロジェクト排出量とベースライン排出量の差分が、同じクレジット期間中の排出削減量の合計を上回る場合は、当該期間の排出削減量はゼロとみなす。



(例)ヒートポンプ設備導入における算定の考え方

【ベースライン排出量】

※プロジェクトの実施に際して熱源設備の容量が増加する場合、CO₂ 排出総量が増加する可能性がある。したがって、過大な J-VER 発行を防止するため、ベースライン排出量は既存の熱源設備が最大限に利用された場合の CO₂ 排出量を上限とする。

- ① プロジェクト実施後にプロジェクトで使用する熱源設備で生成された熱量 ($HG_{PJ,y}$) が、「既存熱源設備を最大容量で稼働させた場合の熱供給量 ($CAP_{BL} \times h_{PJ,y} \times$ 単位変換係数)」*と同等あるいは下回ったことが示される場合には、本方法論 5.1.1 項及び 5.1.2 項で示された算定式 (式 3, 式 4, 式 5, 式 6) で求められる値をベースライン排出量とする。
- ② プロジェクト実施後にプロジェクトで使用する熱源設備で生成された熱量 ($HG_{PJ,y}$) が、「既存熱源設備を最大容量で稼働させた場合の熱供給量 ($CAP_{BL} \times h_{PJ,y} \times$ 単位変換係数)」を上回った場合には、ベースライン排出量は既存熱源の最大熱供給量を上限 ($CAP_{BL} \times h_{PJ,y} \times$ 単位変換係数) とする。
プロジェクト排出量がベースライン排出量を上回った分は、その差分を排出削減量から差し引く必要がある。なお、クレジット期間中のプロジェクト排出量とベースライン排出量の差分が、同じクレジット期間中の排出削減量の合計を上回る場合は、当該期間の排出削減量はゼロとみなす。

$$\textcircled{1} HG_{PJ,y} \leq CAP_{BL} \times h_{PJ,y} \times \text{単位変換係数}$$

$$\textcircled{2} HG_{PJ,y} > CAP_{BL} \times h_{PJ,y} \times \text{単位変換係数}$$

$HG_{PJ,y}$ プロジェクトで使用する熱源設備で生成された熱量 (GJ/年)

※生成された熱量の直接計測、またはプロジェクト実施後の「化石燃料消費量×単位発熱量×エネルギー消費効率」あるいは「電力消費量×単位変換係数」による算定によって求める。

CAP_{BL} プロジェクトがなければ使用されていた熱源設備の設備容量カタログ値 (MW または t/h)

$h_{PJ,y}$ プロジェクトでのヒートポンプ稼働時間 (時間/年)

変換係数 3.6 GJ/MWh または 2.257 GJ/t (基準蒸気の蒸発熱)

※「既存熱源設備を最大容量で稼働させた場合の熱供給量 ($CAP_{BL} \times h_{PJ,y} \times$ 単位変換係数)」とは、プロジェクトによってヒートポンプが導入されていなければ継続して使用されていた既存の熱源設備が、プロジェクトにおけるヒートポンプの稼働時間と同じ時間に、その機能を最大限に活かして生成していたと想定される熱量を表している。

【プロジェクト排出量】

※プロジェクトの実施にともない、ヒートポンプを含めプロジェクトで使用する熱源設備等の CO₂ 排出源は、すべてプロジェクト排出量の算定に含めなければならない。例えば、ヒートポンプが既存ボイラの機能を一部代替するような場合には、導入されるヒートポンプ並びに残される既存ボイラの化石燃料消費にともなう CO₂ 排出量は、すべてプロジェクト排出量として算定に含めなければならない。

4.1.7 付帯設備についての考え方

ボイラーやコージェネレーション設備の導入の際などに、設備本体以外に、付帯設備(例えば配管断熱など)の導入を行う場合には、これら付帯設備の効果もJ-VERの対象としても良いかという論点が生じる。これについては、原則として、削減効果の算定は主たる技術(ボイラーやコージェネレーション等の導入)のみのモニタリング結果によるものとするが、設備の構造や、モニタリングコスト等の理由により、主たる技術のみに関する削減効果のモニタリングが困難な場合には、付帯設備分も考慮に入れても良いこととする。ただし、従である当該付帯設備の効果が、主たる技術の削減効果を上回らないよう留意する旨、FAQに付記することとする。

4.2 系統電力にかかわる排出係数

4.2.1 排出係数の算定について

系統電力の使用や削減にかかわる排出削減量の算定にあたっては、モニタリング方法ガイドラインの「2.2 電力の使用」項に従い、①電力の使用に関する排出係数と、②小規模電源の導入等により代替される系統電力の排出係数について、それぞれ計算を行う。また、使用する具体的なデフォルト値については、「オフセット・クレジット(J-VER)制度における温室効果ガス算定用デフォルト値一覧¹」を参照し、検証時点で最新のものを使うこととする。

① 電力の使用に関する排出係数について

電気事業者から供給された電力の使用に関する排出係数については、全国一律のものとして電気事業者等により公表されている全電源平均排出係数(受電端)を使用することとする。

② 小規模電源の導入等により代替される系統電力の排出係数について

全電源平均排出係数と限界電源排出係数を併用する。具体的には、排出削減プロジェクト実施直後～1年後までは限界電源排出係数を、1年後～2.5年後までは限界電源排出係数及び全電源平均排出係数の平均値を、2.5年後以降については全電源平均排出係数を採用する。「オフセット・クレジット(J-VER)制度における温室効果ガス算定用デフォルト値一覧」を参照することとする。また、算定に当たっては、検証時において最新の係数を使用する。

その他、算定方法の詳細ならびに運用上の条件等については、モニタリング方法ガイドライン「2.2 電力の使用」を参照すること。なお、方法論においては、「モニタリング」にかかわる項目において、以下の通り参照先を示すこととする。

¹ http://www.4cj.org/document/jver/jver_default_list.pdf

電力の CO2 排出係数	
パラメータ	CEF _{電,Y} ：当該電力の CO2 排出係数 (tCO2/MWh)
測定方法例	「オフセット・クレジット (J-VER) 制度における温室効果ガス算定用デフォルト値一覧」を参照すること。
測定頻度	検証時において最新のものを使用する。詳細については「オフセット・クレジット (J-VER) 制度における温室効果ガス算定用デフォルト値一覧」を参照すること。
MRG 該当項	2.2 「電力の使用」

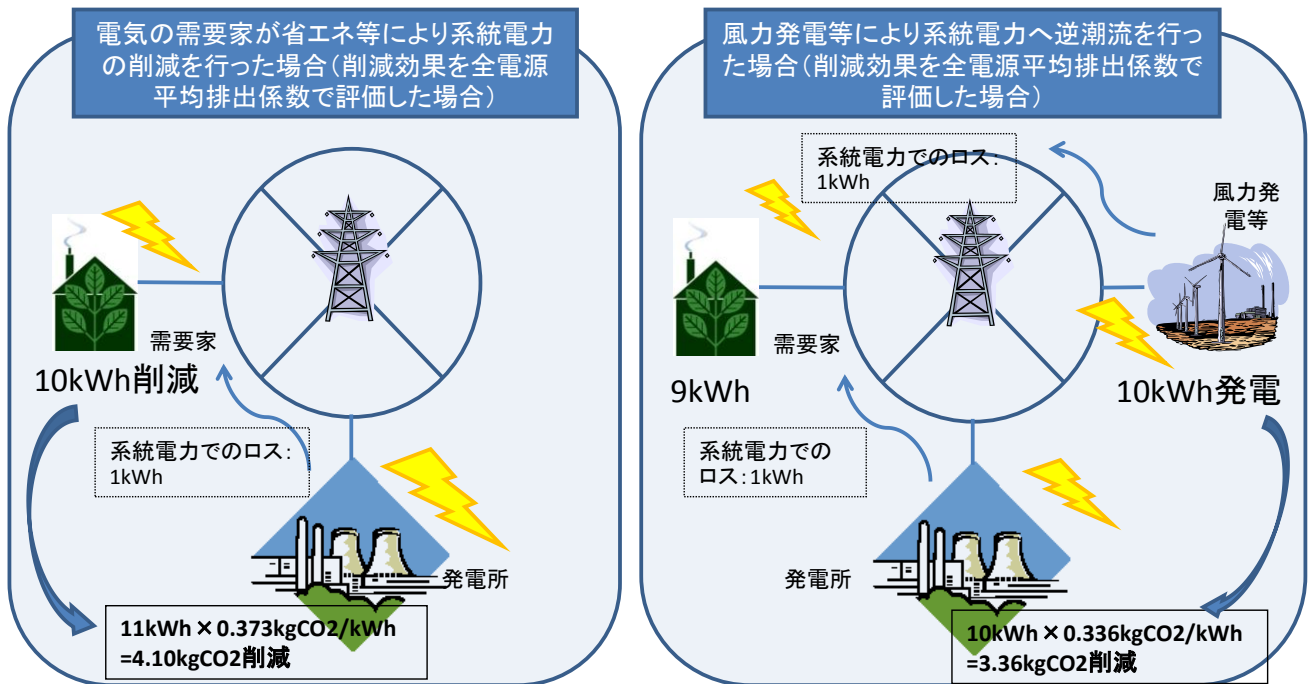
4.2.2 排出係数の計測点について

排出削減効果の評価に際して、どの地点で計測した排出係数を使用するか、すなわち受電端か発電端いずれの排出係数を使用するかについては、プロジェクトの性質によっても異なる。本制度においては、当面以下の通りの運用²とする。

電気の需要家が省エネ等により電力会社から供給される電力（以下「系統電力」という。）の削減を行う場合の排出削減の評価は、その発電、配電系統でのロス等を考慮した上で行うべきものであるため、「受電端」の排出係数を使用することが適当（左図）。

一方、風力発電等自然エネルギーにより発電し系統電力に供給する場合（いわゆる「逆潮流」）、排出削減の効果の評価は、系統電力でのロス等を考慮する必要がないと考えるべきであるため、「発電端」における排出係数を使用することが適当（右図）。

² 詳細は、モニタリング方法ガイドライン「2.2 電力の使用」を参照



○ 発電端での電力量…電気事業者の発電電力量

○ 受電端での電力量…発電端での発電電力量から発電所内での消費電力量、送電ロス、配電ロスを差し引いて算定される電力量

出所) 環境省作成

4.3 単位発熱量の表記方法

温室効果ガス排出量の算定に用いる排出係数及び活動量の基礎となる発熱量の表記方法には、高位発熱量と、低位発熱量³の2通りがある。しかし、国内において排出係数及び発熱量の表記方法に明確な分別基準はなく、そこで、本制度の方法論においては、高位又は低位の単位発熱量に表記を統一して削減量を算出した場合、その削減量に差はないことから、方法論の「ベースライン排出量の算定」の箇所に、「高位又は低位のいずれかで統一すること」と記載する。また、方法論の「モニタリング」の説明に、『高位又は低位への換算が必要な場合には、「オフセット・クレジット（J-VER）制度における温室効果ガス算定用デフォルト値一覧」に記載されている排出係数を適用すること』と記載することとする。なお、低位発熱量と高位発熱量の換算方法は以下の通りとする。

$$\text{低位発熱量} = \text{高位発熱量} \times \text{高位発熱量から低位発熱量への換算係数}$$

- ³ ・ 高位発熱量（HHV）： 燃焼によって生成した水がすべて凝縮した場合の発熱量であって、水蒸気の凝縮の潜熱（25℃で2.44MJ/kg）を加算した値。
- ・ 低位発熱量（LHV）： 高位発熱量より水蒸気の凝縮潜熱を差し引いた値。

また、ボイラー等の熱効率等の算定のために、発熱量の把握の必要性が想定される場合にも、同様に「デフォルト値一覧」において換算方法を記載することとする。

高位又は低位への換算が必要な場合には、以下の換算方法を用いること。
 低位発熱量ベースの効率 = 高位発熱量ベースの効率 ÷ 高位発熱量から低位発熱量への換算係数

4.4 モニタリング方法の簡素化が可能な項目および条件について

4.4.1 ボイラー等設備の効率性

エネルギー起源 GHG を削減するプロジェクトにおいては、ボイラー装置の更新等、プロジェクト実施により導入される設備、およびベースラインにおける設備の効率を把握する必要のある方法論および算定式がある。

※ボイラー装置の更新方法論の例

$$BE_{化,y} = FC_{化,PJ,y} \times CV_{化,PJ,y} \times CEF_{化,BL,y} \times \eta_{PJ} \times \frac{1}{\eta_{BL}}$$

$BE_{化,y}$	ベースラインのボイラー装置が消費する化石燃料起源の年間 CO2 排出量 (tCO2/年)
$FC_{化,PJ,y}$	プロジェクトにおいて更新したボイラー装置で消費された化石燃料消費量 (重量単位/年 or 体積単位/年)
$CV_{化,PJ,y}$	プロジェクトにおいて消費された化石燃料の単位発熱量 (GJ/重量単位 or GJ/体積単位)
$CEF_{化,BL,y}$	ベースラインにおいて消費された化石燃料の CO2 排出係数 (tCO2/GJ)
η_{PJ}	プロジェクトにより更新したボイラー装置のボイラー効率 (%)
η_{BL}	ベースラインにおけるボイラー装置のボイラー効率 (%)

その場合、ベースライン排出量を求める際のプロジェクトを実施する前のボイラー等設備の効率については、計測データ（給水量、蒸気圧力、蒸気流量等）による実測を行うか、それが難しい場合には、保守性を鑑みてカタログ値もしくはデフォルト値(100%)の使用が認められている。他方で、プロジェクトによって導入されたボイラー等設備の効率については、過大な J-VER の発行を防止するため、原則計測データに基づく実測を行う必要がある。

ただし、一定規模を下回るボイラー等設備の場合には、プロジェクトによって導入さ

れた設備の熱効率を求めるための計測データの取得に多大な労力が生じる可能性がある一方で、排出削減量は相対的に小さく、事業者の負担軽減のため、熱効率にメーカーの仕様書等に記載されたカタログ値の使用も認めることとする。なお、カタログ値使用の可否および、裾切り基準をどの程度とするかについては、個別方法論で定めることとし、その内容について、算定式の注釈及び「モニタリング」項目において説明を記載することとする。以下に、ボイラー装置の更新の方法論の例を示す。

例) ボイラー装置の更新	
パラメータ	η_{PJ} : プロジェクトにより更新したボイラー装置のボイラー効率 (%)
測定方法例	<ul style="list-style-type: none"> ・使用化石燃料量及び発生熱量を実測し、JIS に基づき熱交換効率を計算する。 ・<u>ただし、定格出力が 1,000kW 以下のボイラーについては、実測が困難な場合はメーカーの仕様書等に記載されたカタログ値の使用も認める。</u> なお、高位又は低位への換算が必要な場合には、以下の換算方法を用いること。 石炭、石油 : 低位発熱量ベースの効率 = 高位発熱量ベースの効率 \div 0.95 天然ガス : 低位発熱量ベースの効率 = 高位発熱量ベースの効率 \div 0.90
測定頻度	年1回以上 ただし、上記の測定方法に則り、カタログ値を利用する場合には必ずしも測定する必要はない。
MRG 該当項	—

5. 市民参加型プロジェクトの登録後の活動追加許容

現在の制度下においては、登録後プロジェクトへの活動追加については、プロジェクト内容の変更として「プロジェクト変更申請書」を利用した変更申請手続きを適用することが求められている。

他方、バイオディーゼル燃料のガソリンスタンド販売、木質バイオマスストーブの利用等、不特定多数の市民等が継続的に利用者数を増やしていくタイプのプロジェクトにおいては、妥当性確認時における事前特定が困難である場合がある。また都度の変更申請を行うことは事業者にとって現実的ではない。

そのため、市民参加型のプロジェクトについては、一定の要件を満たす場合に、登録後プロジェクトの活動追加を都度の変更申請の必要なく認め、検証段階において事後確認を行う方法の確立が望まれる。

※市民参加型プロジェクト：一般市民・消費者（法人を含む）が、バイオマス燃料を利用する等して

オフセット・クレジット（J-VER）事業に参画するプロジェクトを指す

5.1 「市民参加型プロジェクトの登録後の活動追加許容」の要件について

「市民参加型プロジェクトの登録後の活動追加許容」を適用するか否かの判断は、制度運用側がプロジェクトタイプごとに検討するべきものである。その要件を下記のように設定する。

① 追加される活動が、不特定多数の市民等の参加によるものであること

不特定多数の市民等の参加を継続的に推進する社会的な意義がある等、「市民参加型プロジェクトの登録後の活動追加許容」を適用する必然性があることを要件とする。そのため、例えばバイオマス燃料化を行うサイトの追加、バイオマス燃料の大口販売先である法人の追加等は、これまで通り変更申請（必要に応じて再度、妥当性確認）で対応することとする。

② 追加される活動ごとにベースラインシナリオが明確に特定できること

追加される活動について、ベースラインシナリオが明確に特定できることが求められる。具体的には、代替された化石燃料の種別が特定できる、使用機器が特定できる、モニタリングが確実にできる等により、妥当なベースライン排出量の算定が行えることを要件とする。

③ 追加される活動ごとにプロジェクト活動が確実に実施されること

不特定多数の市民等が参加するプロジェクトにおいて、特に排出削減を実現するためのプロジェクト活動が確実に実施されることが求められる。具体的には、供給を受けたバイオマス燃料が確実に使用される見込みがある、燃料以外への転用の恐れがない、モニタリングが確実にできる等により、排出削減が確実に実施されることを要件とする。

④ 追加される活動が、適格性基準を満たしていることが自明であること

追加される活動が、適格性基準を満たしていることが自明であり、登録可否を左右するような妥当性確認の必要性が存在しないことが要件とする。例えば、バイオディーゼル燃料の使用において、オフロード法に基づく車両型式認定状況の確認を新たに要するような場合には、妥当性確認が再度必要となることからこれまで通り変更申請で対応することとする。

⑤ モニタリング項目等の変更を伴わないこと

追加される活動について、申請書内容の変更（例えば、技術の変更、設備種類の追

加、地域の変更等)、及びモニタリング項目やモニタリング体制等の変更を伴わないことが要件となる。

5.2 制度上での位置づけ方について

上記 5.1 の要件に該当するとして、「市民参加型プロジェクトの登録後の活動追加許容」適用するかどうかの判断は、プロジェクト代表事業者等ではなく適格性基準・方法論を策定する制度運用側で行うべきである。そのため制度運用側は、適用可能な活動の範囲、適用活動にて実施すべき事項を下記のように制度文書上に位置づける。

5.2.1 「適格性基準」への位置づけ

制度運用側は、プロジェクトタイプごとに「市民参加型プロジェクトの登録後の活動追加許容」を適用する場合、適格性基準の一つの条件として、追加を認める活動範囲、適用活動にて実施すべき事項を規定する。また、可能であれば、適格性基準の説明部分にてアンケート項目や様式案を例示する。

① 追加を認める活動範囲について

制度運用側は、「市民参加型プロジェクトの登録後の活動追加許容」の要件を考慮し、追加を認める活動範囲を適格性基準に規定する。

② プロジェクト代表事業者等が適用活動にて実施すべき事項について

プロジェクトに参加する一般市民、消費者等（以下「参加市民等」という。）は、バイオマス燃料の利用等を通じて、排出削減事業及びオフセット・クレジット（J-VER）創出事業の一部に貢献している。そのため制度運用側は、プロジェクトタイプごとにプロジェクト代表事業者等が実施すべき下記事項を適格性基準に規定する。

a) 参加市民等が事業に参加していることを知りえる状況とすること

プロジェクト代表事業者等は、参加市民等が排出削減事業及びオフセット・クレジット（J-VER）創出事業に参加、または燃料利用等を通じて貢献していることを知りえる状況とすること。

方法例としては、参加市民等が事業者である場合（ダブルカウント回避義務等、本制度利用約款に規定される義務を負うと考えられる場合）には、アンケート形式での参加意思確認がある。

また、市民等が燃料利用者である場合、（ダブルカウントが起き得ないことが自明であり、オフセット・クレジット（J-VER）制度利用約款に規定される義務を負わないと考えられる場合）には、掲示、配付物、ホームページによる事業概要の

表示等がある。

※なお、これら確認や表示に、オフセット・クレジット（J-VER）取得による便益の配分や還元の考え方についても含んでおくことが望ましい。

b)参加市民等によるダブルカウントの防止措置が行えること

プロジェクト代表事業者等が、参加市民等による排出削減価値の二重利用（ダブルカウント）を防止する措置を取ること。

プロジェクト代表事業者等は、一部に法人利用が想定される場合等、ダブルカウントの恐れがある場合には、誓約書や確認書等を利用して、排出削減価値のダブルカウントを行わないという参加市民等の意志を確認する。

なお、市民や家庭によるバイオマス由来燃料の利用であり、かつ、他制度の適用が困難である場合等、明らかに排出削減価値のダブルカウントの恐れがないと判断される場合には、参加市民等はオフセット・クレジット（J-VER）制度利用約款に規定される義務を負わない燃料利用者等であり、特段のダブルカウント防止措置を行う必要はない。

5.2.2 「方法論」への位置づけ

制度運用側は、検証段階における検証機関による確認が行えるように、参加者意思確認の証跡、及び他の適格性基準の充足を確認するために必要な項目を、モニタリング項目として設定し、モニタリングを要求する。

方法論策定ガイドラインの改訂内容の詳細

Ver	改訂日	主な改訂箇所
1.0	2010/07/23	制定
1.1	2010/10/25	<ul style="list-style-type: none"> ・本制度における方法論策定の基本的な考え方について追記 ・技術の普及等に伴うベースラインシナリオに対する考慮について追記 ・リース事業における経済性評価に対する考え方を追記 ・他の環境政策との整合性を確保する旨を追記 ・廃棄物関連プロジェクトにおける基本方針等を追記 ・余剰生成熱等に対する J-VER 発行の回避について整理 ・付帯設備についての考え方を整理 ・系統電力にかかわる排出係数の考え方、単位発熱量の表記を追記 ・ボイラー等設備の効率性についての考え方を整理
2.0	2011/04/21	・本制度における委員会の構成の変更に伴い、委員会名を修正
3.0	2011/12/28	「4.1.6 設備容量増加についての考え方」について内容を修正
3.1	2012/10/26	「4.3 単位発熱量の表記方法」について、低位発熱量⇔高位発熱量の換算係数や換算方法については各方法論每ではなく、デフォルト値一覧に記載する旨の修正